

和歌職原鈔（一）

今西，祐一郎
九州大学教授

<https://doi.org/10.15017/8978>

出版情報：文献探求. 41, pp.97-113, 2003-03-31. 文献探求の会
バージョン：
権利関係：

和歌職原鈔（一）

今西祐一郎

『和歌職原鈔』について

『枕草子』に

位こそなほめでたきものはあれ。おなじ人ながら、大夫の君、侍
従の君などきこゆる折は、いとあなづりやすきものを、中納言、
大納言、大臣などになり給ひては、むげにせく方もなく、やんご
となうおぼえ給ふことのこよなさよ。

官職の事は先づ彼の職原抄を学び知るよりよろしきはなしとぞ。
しかれども職原鈔ひとりよみがたし。唯これをこゝろえんとなら
ば先づ此の和歌職原を詠んずるにあるのみ。

そして、その和歌は、「官職の次第を且々やまとことばにやはらげて、
みそじひともじの哥に作り、こゝろへやすきやうにのべ」たものだと
いう。

という一節があるよう、官職位階の昇進こそは古来、色恋にも劣ら
ぬ人間の重要な関心事であった。したがつて、「本朝の国史、家譜、
及び律令、格式等、代々の勅撰集そのほか伊勢物語、源氏物語、清少
納言が枕草子、兼好が徒然草のたぐひまで、先づ彼の官職の事を究め
知らずしては通曉しがたき所あり」（『和歌職原鈔』序）ということに
なる。

本書『和歌職原鈔』は、そのような立場から、本朝官職の概略を詠
み込んだ和歌一六五首から成る。再び本書の「序」によれば、

『和歌職原鈔』に先立つ同種のものとして、小川剛生「肥前松平文
庫藏『官職歌』『百寮和歌』—中世官職制度解説書の一変形として—」
（『古典資料研究』第二号）によつて紹介された『官職和歌』がある。
この書も『職原抄』の内容を、「百首前後の和歌に翻案し、暗記・理
解の便としたものである」（同論文）。その書誌、解題については小川
氏論文を参照願いたい。

『官職歌』には、『和歌職原鈔』と同じ歌も含まれており（『官職歌』
の一番目の歌「中務式部民部三治部兵部刑部大蔵宮内八省」は『和歌

職原鈔』の最初に位置する「八省之歌」に同じ)、また、

正一位神ノ極位ニ定ムレハ人身叙スルハ皆贈位ナリ

(『官職歌』三三)

正一位神の位ときくなれど人にはこれを贈位とぞいふ

(『和歌職原鈔』八〇)

のように類似の歌もあつて、両者の比較検討は今後の課題である。

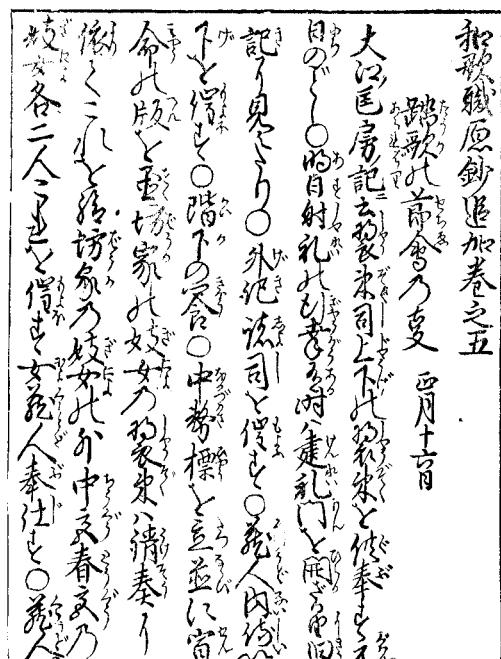
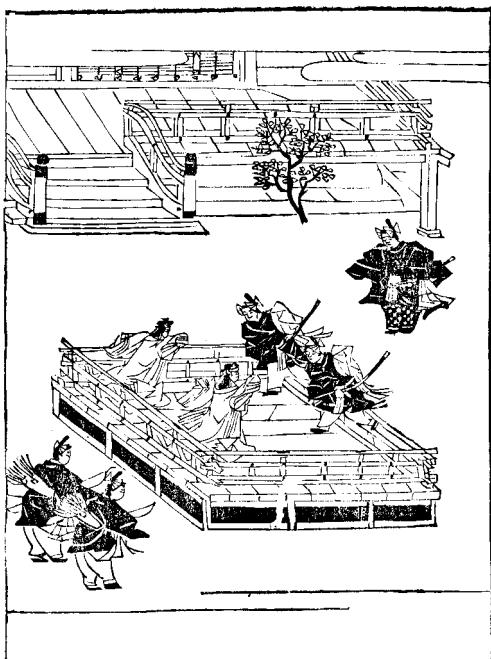
『和歌職原鈔』は貞享四年刊、半紙本八巻八冊。巻末の識語に、

和歌職原鈔三巻は晴季卿の和歌を以て註を加、追加五巻は匡房卿の次第を以て書写せしむるもの也
吉田定俊 在判

というごとく、『和歌職原鈔』はその内の三巻。余の五巻は『和歌職原鈔追加』と題して大江匡房の『江家次第』の抄出を読み下し、挿絵二十四葉を添えたものである(図版参照)。

和歌の作者「晴季卿」とは、今出川(菊亭)右大臣晴季(天文八年1539~元和三年1617)。その事績については、松原一義「今出川晴季伝—豊臣・徳川政権交代期を生きた一人物」(「国語と国文学」昭和五九年七月号)に詳しい。

本書の編者、吉田定俊は、江戸時代前期の神道家、『国書総目録』によれば、『大神大明神御縁起』、『三種大祓俗解』、『唯一神道俗解』



などの編著があるという。生没年、詳しい伝は未詳であるが、本書の序は、定俊自ら『職原抄』の講釈（『職原抄講習』）を行い、別に『職原抄諺解大成』、『本朝唐名考』の著がある旨を述べる。ただし、その二書、『国書総目録』には見えない。

なお、前稿「口にては宰相とこそいふべかりけれ」で言及したように、本書と同じ和歌に注を施した『和歌職原捷径』（久川鞠負、天明三年刊）なる一書があり、本書と同じく九州大学附属図書館に蔵されている。

付記 本誌前号（四〇号）掲載の拙稿「口にては宰相とこそいふべかりけれ」において、『和歌職原鈔』を紹介したところ、編集部よりその本文を掲載したい旨の申し出があつたので、手許の翻字原稿を提供した。掲載に際しては、田村隆氏に原本との照合の労を煩わせ、あわせて難読箇所の教示を得た。なお九州大学本に数々所見出される虫食い、破損等は、大庭卓也氏の配慮を得て長崎県立長崎図書館三宅文庫本によつて補つた。これも田村氏の勞に負うものである。また、小川剛生氏の論文については、川平敏文氏より教示を得た。

和歌職原鈔

一

そもそも、本朝の國史、家譜及律、令、格式等、代々の勅撰集そのほか伊勢物語、源氏物語、清少納言が枕草子、兼好が徒然草のたぐひまで、先彼官職の事を究知らずしては通曉しがたき所あり。官職の事は先彼職原抄を学びよりよろしきはなしとぞ。しかれども職原鈔ひとりよみがたし。唯これをこころえんとならば、先此和歌職原を暗ずるにあるのみ。これを暗する時は則官の事手裏にありて都鄙百寮の沙汰居ながらにしてあきらむべし。寔に一唱三嘆すべきものなり。
蓋和歌職原は官職の次第を且々やまとことばにやはらげてみそじひともじの哥に作り、こゝろへやすきやうにのべ給へば、児童女もしりやすく、又おとなしき人も覚よくこそ侍るめれ。和歌職原、はじめは四部配当の哥を挙、次に位階三十階の哥、次に任官の哥、次に位署書の哥、次に散位字の哥、次に僧官位の哥、終に諸国大上中下の哥を挙給へり。此書は菊亭右大臣晴季公の撰述にして、准后源親房朝臣の職原抄を発明し初学官に入るの次第を示し給へば、官職の指南、殆掌をさすがごとく也。然りといへ共、姉妹子姪の、哥の句読をさへいまだとさざる者は、よむにうれふるによりて、職原抄講習のいとま時々これが抄つくりて和歌職原の抄と号して、彼等にさづけぬるものなり。童蒙のともがら職原抄にいたるの階梯にして、室に入、堂に昇るの門戸なりと心得べし。くはしき事は職原抄諺解大成、本朝唐名考等におゐて申述侍るなり。こゝろざしをたてん更に問のみ。

都合二十八首

已上二卷

和歌職原鈔目録

四部配当和歌集

八省之歌一首

同唐名之歌二首

同配当之歌一首

諸寮之歌三首

同唐名之歌七首

同配当之歌一首

諸職同唐名之歌三首

同配当之歌一首

諸司之歌二首

同唐名之歌五首

同配当之歌二首

衛府之歌三首

諸國配当之歌一首

助佐亮介之歌三首

雜部之歌十二首

以上四十七首

以上初卷

位置書和歌集

散位字之歌六首

摂関散位字之歌一首

必官在二位上之歌五首

以上十三首

僧官位和歌集

桓武朝之歌十二首

清和朝之歌五首

後宇多院朝之歌八首

後醍醐院朝之歌四首

以上二十九首

諸國大上中下之和歌集

都合五首 付一首 以上三卷

總歌員一百六十二首

以上三卷

和歌職原鈔卷之一

四部配当和歌集

四部とは一長官二次官三判官四主典の四分をいふ。配当とはこれにあはせあつるをいふ。

任官和歌集

位階二十階和歌集

都合三十四首

はつしやうのうたいつしゅ
八省之歌一首

八省は八つのつかさとよむ。此上に二官とて
神祇官太政官あり。配当此下の哥にあり。
中務式部民部に。治部兵部。刑部大藏。宮内八省。(1)
中務は中務省といふ官舎の名なり。此官舎は春日の坊城とい
ふ所にありしと也。和訓なかのまつりごとをするつかさといふ。是は
此八の官舎の中にも取わき重職とて此官に預るものは人の
おもんじける事也。此官に居る人は禁中の諸事内々の儀をも当省に統領
とすべつかさどるところ也。此省の官人は余の七省のよりは
みな位も一階づゝ長官次官判官主典ともに高き也。いづれも文官
にして其上帶劍の職なれば剣笏を帶して規模なることなり。され
ば令にも詔勅の通ずる所宮中の要とする所なるが故に、二官の後に
に次、七省の前に居るといへり。又此省の被官もおほくあるなり。
下に見えたり。

式部は式部省といふ官舎の名なり。此官舎は朱雀門の腋にありし
と也。和訓のりのつかさといふ。此省に居る四部の人は内外文官
の事をつかさどりて、むかしは日本國中文才ある程の人の芸能を
試みにえらはれて、官も位も此省より取あげて沙汰し授られし事
なりとぞ。又此省の下にも被官おほし。
民部は民部省といふ官舎の名なり。此官舎は宮城の内太政官の
南、美福の大路の南西にありしと也。和訓たみのつかさといふ。
此省に居る四部の官人は、君の政を民にほどこすに国用を量て
仁愛を以て旨とし、孝弟忠信の者までも举用ひられしと也。されば
日本國の指図家數人員までも記し留置なり。民国の御図帳などいふ

ものも此官舎にありしとなり。又此省の被官おほし。
治部は治部省といふ官舎なり。此官舎は宮城の内神祇官の南にあ
りしと也。和訓をさむるつかさといふ。此省に居る四部の官人は
祭礼葬礼冠礼婚礼一切の礼儀をつかさどりて、天下に示すものな
り。異国人のもてなし、僧尼の上の沙汰までも此官舎より取つぎて上
へ申あぐるところなり。被官あり。

兵部は兵部省といふ官舎なり。此官舎は朱雀門の西の掖にあり。

和訓つわものつかさといふ。此省に居る四部の官人は軍礼兵法を
つかさどりて軍兵軍馬の武具兵器をおさめ、城隍烽火の事までも
下知し行処なり。しかば、日本國中の武官農兵等みなこの手
に属し、官位昇進せしところなり。被官あり。
刑部は刑部省といふ官舎なり。此官舎は皇嘉門の西にありし
となり。和訓うつたへをことはり刑罰を宛行ひもろくの訴訟の事
をつかさどり、窮鞠して罪惡をさだむるには義を用ゆべきよし見え
たり。被官あり。

大藏は大藏省といふ官舎なり。此官舎は宮城の内、達智門の西に
あり。和訓おほいくらのつかさといふ。此省に居る四部の官人は日

本国中の調物をつかさどりて金銀珠玉米錢布絹売買貢物の事まで
も知職なり。しかば財物を出納するに節制あるべきよしの紀文
あり。被官あり。
宮内は宮内省といふ官舎なり。此官舎は宮城の内太政官の東、
大炊寮といふの西にありしと也。和訓みやのうちのつかさといふ。
此省に居る四部の官人は諸国の調の雜物春米官田御食の産を奏宣
し、諸方の口味の事をつかさどり諸職人のうへを沙汰し神事の

熟食女中のとりさばきをも知る職なり。被官あり。

八省は已上これを八省といふことなり。省は察なり。此中に入るものみな当に観察すべく妄にすべからざるなり。禁中を以て省中ともいふにて知べし。八省の次第、板本の職原抄には一中務二

式部三治部四民部五兵部六刑部七大藏八宮内とあり。此和哥には二式部三民部四治部五兵部とあり。両本たがへりといへども官位昇進の次第は此哥の次第と同じければ猶是を信用すべきもの也。職原抄相伝の時も此通に習侍る事也。

八省唐名之歌二首

なか
中。中書。式部は吏部。民。戸部。治部は礼部。兵部。
八省の唐名とは日本の八省に唐の六卿の官の名をよび合するを云。

(2)

なか
中とは中務省の略語なり。
中書とは中務省の唐名なり。唐名といふに一通あり。誠にあなたの官名をよぶと、又こなたにて義を以て称ずるとなり。さてから名といふ字を音にたうめいとよむべからず。たうめいともたうみやう共よぶ時は、唐の世一編の事と聞ゆ。唐名は周、唐、秦、漢の世の官名なれば、唐名ばかりとも不可レ心得得。唐名の注は本朝唐名考にくはしく記し置侍れば、いま更にて洩しぬるなり。

式部は式部省の略なり。
吏部は式部省の唐名によぶ也。

民は民部省の略なり。
戸部は民部省の唐名によぶなり。

れ
刑。刑部。大藏大府。宮内こそ。工部司農。一唐名な
刑部は刑部省の略也。
大藏は大藏省の略也。
大府は大藏省の唐名也。
宮内は宮内省の略也。
工部司農は二つながら宮内省の唐名なり。右二首は八省の唐名を明すもの也。

八省配当之歌一首

は
八省の下にかく字とは、上に中務式部などありて、その下にかく長官次官判官主典の字なり。

(3)

は
八省配当は八省とともに長官次官判官主典の四部配当の字を記す也。
卿は長官なり。和訓かみといふ。たとへば中務卿式部卿などいふたぐひなり。惣して八省の卿たる長官にかく字なり。長官

とはその官くのいのかしらにして、その職の棟梁をする人也。

ちやうくはん
長官といふもの下皆これにならへ。

たいふ
大輔は次官なり。和訓おほいすけといふ。たとへば中務大輔、
しきぶのたいふ
式部大輔などいふたぐひのことし。物じて八省の輔たる次官にかく
じ
字なり。次官とは長官にさしつみで其官の事をつかさどりおさ
むる職なり。又となへ同じきとて大夫の字など書べからず義理各別
なり。

少輔も同じく次官なり。和訓すないすけといふ。俗にせうふの、せ
うゆふのとよむ、非なり。

丞は判官なり。和訓まつりごとびとゝいふ。たとへば中務丞、
しきぶのぜう
式部丞などのたぐひのごとし。惣じて八省の判官にはみな此字をか
く也。丞とはいづれにてもその官舎のしたさばきをする職なり。

判官といふもの下みなこれにならへ。

録は主典なり。和訓ふんびとゝいふ。たとへば中務録、式部
しきぶの
録などのたぐひのごとし。惣じて八省の主典には此字をかくなり。
これは執筆記録の役なり。主典といふもの下みなこれにならへ。

諸寮之歌三首

諸寮とは和訓もろくのつかさといふ。寮

おほとねり
大舍人は大舍人寮の略なり。左右あり。和訓おほとねりのつかさと
いふ。昔は八百人あり。此寮は中務省の被官なり。宮中駆使か
りづかひ宿直とのあ供奉等の事をつかさどる職也。

(5)

図書は図書寮の略なり。和訓ふんのつかさといふ。此寮も同じく
なかつかさしやう
内藏は内藏寮の略也。和訓くらのつかさといふ。堀川の西近衛の南、
しゆりしき
中務省の被官にて物の本、絵図の物、墨、紙、筆、うつし物、
ぶつさう
修理職の東に立。此寮も中務省の被官にて内々の御藏に治るも
のをつかさどる所也。御服御膳等の事をも知よし也。

縫殿は縫殿寮の略なり。和訓ぬひどのつかさといふ。此寮も中
務省の被官にて女王及内外の命婦宮人の名帳考課及衣服をたち
ぬふことをつかさどる職也。

陰陽寮、和訓或云、ときひかんがふるつかさとよむ。此寮も中
務省の被官なり。天文を相し暦数をかんがへ風雲の氣色を奏聞する
等の事をつかさどる職也。

内匠は内匠寮の略也。或は和訓うちのたくみのつかさとよむとな
ん。此寮も中務省の被官にて小事の工當をつかさどる。仮令は几帳、
屏風、車、楊箱、金銀銅鉄の器、漆器などの類をする也。
大学は大學寮の略也。和訓ふんやのつかさといふ。二条の南、朱雀
の大路の東、神泉苑の西に立。此寮は式部省の被官にして、天下
の学士をあつめてやしなふ所なり。則紀伝明経明法算道の四道
の儒士出身の寮なり。菅家江家の大儒その曹主たり。しかば格文
にも大学は才を尚の処、賢を養ふの地なり。天下の優たる
咸來り、海内の英たる並華ると見えたり。

雅楽は雅楽寮の略なり。和訓うたまひのつかさといふ。此寮は治部
省の被官にて、文武の雅曲正舞雜樂男女の楽人音声人の名帳
練曲課する事等をつかさどる職なり。これらみな諸寮
とて四部の官人あり、司と寮との差別を明すものなり。

頭助允属の四部ありて、又其下人もおほくつきしたがふと知べし。

玄番寮。諸陵主計。主税木工。大炊主殿も。諸寮也けり。

（6）
玄蕃寮は和訓ほうしまろうとのつかさと云。東西の大宮に立。此寮も治部省の被官にして異国人をもてなし、八宗十二宗の僧尼をも知る所なり。

諸陵は諸陵寮なり。和訓みさきのつかさといふ。此寮も治部省の被官にして陵靈を祭り、喪葬の凶札等をつかさどる職なり。

主計は主計寮なり。和訓かぞふるつかさといふ。此寮は民部省の被官にして天下の調及雜物を計納て国用を支度し用度を勘勾ことをつかさどる職なり。

主税は主税寮なり。和訓ちからつのつかさといふ。此寮も民部省の被官にして倉廩の出納諸國の田租春米穀穢等の事をつかさどる職也。

木工は木工寮なり。和訓こだくみのつかさといふ。一條の南、大宮の東。此寮は宮内省の被官にして、大工、鍛冶、壁塗葺工、石切瓦工等の頭也。しかれば營構、木作及材を採等の事をつかさどる職なり。尤祓の具物の四座置、八座置、板机、切机、幣帛、串等迄も、これをしつらへる所なり。

大炊は大炊寮なり。和訓おほいのつかさといふ。此寮も宮内省の被官にして、諸国の春米雜穀の分給、諸司の食料等の事をつかさどる職なり。

主殿は主殿寮なり。和訓とのもりのつかさといふ。宮城の内、上東門の北にあり。此寮も宮内省の被官にして、禁中の殿庭を掃除し及燈燭、松柴、炭燎等の事までをしる職也。これらの諸寮みな

左馬や右馬。掃部斎宮に。典藥や。兵庫も共に。諸寮なりけり。

（7）
左馬は左馬寮なり。或云和訓ひだりのむまやのつかさといふ。或云此寮は衛府の被官にして左の閑馬調習養飼供御の乗具配給の穀草及飼部の戸口名籍年中の諸祭祓の馬等の事をつかさどる職なり。

右馬は右馬寮なり。或云和訓みぎのむまやのつかさといふ。つかさどり左馬寮に同じ。

掃部は掃部寮なり。和訓かにもりのつかさといふ。此寮は宮内省の被官にして薦席牀簀及鋪設酒掃。蒲藺葦簾等の事をつかさどる職なり。

典藥これは典藥寮なり。和訓くすりのつかさといふ。此寮は宮城の内、談天門の北、左馬寮の東にありしとなり。此寮には諸の疾病を療じ及藥園等の事をつかさどる職なり。

兵庫は兵庫寮なり。和訓つはものくらのつかさといふ。兵庫の儀仗兵器安置の得所出納曝涼及事を受て覆奏することをつかさどる職也。以上の寮どもみな四部の官人あり。

（8）
諸寮唐名之歌七首
これは右の諸寮の官名を唐の官によび合

りてたつるよし也。

諸職配當之歌

これは右の職の字を付てよぶほどの官人配當する文字の沙汰なり。此司は大蔵省の被官にして、錦綾細羅を織及雜の染もの等の事をつかさどるなり。

正親は正親司也。和訓也。又は、おほきんだちのつかさとも、おほきみのつかさともいふ。此司は宮内省の被官にして、親王諸王の名籍の事をつかさどる也。

(19)

諸職にて。下に書字は。

大夫亮。大小進ぞ。属配當。

(19)

諸職とは右八の職中をいふ。

大夫は長官也。中宮大夫、大膳大夫等のごとし。

亮は次官なり。猶中宮亮、大膳亮などいふがごとし。

大小進は判官なり。中宮大進、少進等のたぐひ也。

属は中宮属、大膳属などいふ。八職ともにいづれも四部の文字、同じ儀なりとぞ。

諸司は只。諸司之歌二首

凡みな司といふものは助なし。三分あり。三分と

諸司は只。隼人囚獄に。織部また。正親内膳。造酒

(20)

とこそ聞。

諸司とは下の哥にかけて十三司の官職を云。

隼人は隼人司なり。此司は兵部省の被官にして、和訓はやとんのつかさといふ。隼人及名帳を検校し、歌舞を教習ひ、犬吠

(20)

等の事をつかさどるなり。又、応天門の外の左右に分陣す。

囚獄とは囚獄司なり。和訓ひとつかさといふ。此司は刑部省の被官にして、獄を鞠て刑名を定め疑獄を決し、囚禁負を債等の事をつかさどる也。

采女また。主水東西。市主膳。主殿も主馬も。諸司

(21)

の内也。

采女は采女司を略していふ和訓なり。此司も宮内省の被官にして、采女等の事を検校する職なり。采女とは国郡の少領已上の姉妹及子女の形容端正なるを禁中に貢ずるもの也。

主水は主水司を略していふ和訓なり。又は、もどりのつかさとも、もうとのつかさともいふ。宮城の内、待賢門の南、大膳職の西にあり。此司も宮内省の被官にして、樽水餽粥及水室の事をつかさどる

織部は織部司なり。和訓にていふ。又は、をんべのつかさとも、おほきみのつかさともいふ。此司は大蔵省の被官にして、錦綾細羅を織りべのつかさともいふ。此司は大蔵省の被官にして、親王諸王の名籍の事をつかさどる也。

正親は正親司也。和訓也。又は、おほきんだちのつかさとも、おほきみのつかさともいふ。此司は宮内省の被官にして、親王諸王の名籍の事をつかさどる也。

内膳は内膳司也。和訓さけのつかさとも、みきのつかさともいふ。此司も宮内省の被官にして、酒を作所の職なり。酒屋を構へ酒壺を奉行する也。色々の酒清濁また醴酒とて一夜の内に作りたるを所々へまいらする也。天正年中までは天下の酒屋みな此司にしたがひけるとや。已上いづれも司といふときは、唯長官判官主典のみなり。

造酒は造酒司也。和訓さけのつかさとも、みきのつかさともいふ。此司も宮内省の被官にして、酒を作所の職なり。酒屋を構へ酒壺

を奉行する也。色々の酒清濁また醴酒とて一夜の内に作りたるを

所々へまいらする也。天正年中までは天下の酒屋みな此司にした

がひけるとや。已上いづれも司といふときは、唯長官判官主典のみなり。

也。

東西市は東市司西市司を略していふ。和訓ひんがしのいちのつかさ、にしのいちのつかさといふ。此司は左京右京東西の市の事を管領する也。毎月十五日已前は東京に集り、十六日以後は西京に集る。財宝よろづの雜物を買賣する真偽をただす所なり。

主膳は主膳監なり。和訓かしはでのつかさといふ。禁中に准ずれば内膳司のごとし。仍て近代は内膳の奉膳といふ官人、東宮の御膳の事をも兼併掌れるなり。

主殿は主殿署なり。和訓とのもづかさといふ。此司は東宮の湯沐燈燭洒掃舖設の事をつかさどる職なり。禁中に准すれば主殿掃部の一事をも兼併したるに似たり。

主馬は主馬署なり。和訓むまのつかさとよむ。此司は東宮の乘馬、鞍具の属を供進する事をつかさどる也。禁中に准すれば左馬寮の一とし。監といふも署といふも文字はかきかゆれども、みな諸司のごとく、長官判官主典ありて同じく三分なり。

諸司唐名之歌五首。
隼人布護。
囚獄断獄。
織部をば。
織染といふ。唐名也

(22)

正親の唐名宗正とは正親の唐名を宗正寺と唐名をよぶ也とぞ。内膳は尚食とは内膳司の唐名を尚食局といふ也。造酒唐名良醤とは造酒司の唐名を良醤署といふと也。みな略していふなり。

采女をば。
采女主水の。
唐名こそ。
上林膳部。
一唐名なれ。

采女をば采女とは采女司の唐名をば采女署とよぶ也。
主水の唐名こそ上林膳部とは主水司の唐名をば上林署ともいひ、或は膳部署とも二通りにいふとなり。これも略していふ。

東西の。
市を市令と。いふなれば。
主膳の唐名ぞかし。

(25)

東西の市を市令といふとは東市司の正と西市司の正との唐名は東市令、西市令ともにみな市令とよぶと也。
主膳の唐名典膳とは主膳監の唐名をば典膳局といふなりと略していふ。

けり。

隼人布護とは隼人司の唐名を布護署といふなり。これを略していへり。

囚獄断獄とは囚獄司の唐名を断獄署といふを略せり。
織部をば織染とは織部司の唐名をば織染署といふの略なり。

主殿をば。
唐にその名を。
よぶ時は。
典設といふ。
主馬

(26)

正親の唐名宗正。
唐名宗正。
内膳は尚食。
造酒唐名良醤。

(23)

はいたう
配當の。かみは督の字。すけは佐。ぜうは尉の字。志し

助佐亮介之歌三首

いづれもすけといふよみの字なり。
官によ

はさくはん衛府。
はいたう
配当のかみは督の字とは衛府の四部配当の文字には長官には督の字
つけさゑもんのかみしほはいたうもし
を付て左衛門の督と書べきなりとぞ。
すけじかきさゑもんのすけゑもんのすけ
右衛門の督と書べきなりとぞ。
すけじかきさゑもんのすけゑもんのすけ

の字をば。諸寮
の。すけと知べし。
しよりやう

すけは佐とは次官には佐の字を書て、左衛門佐、右衛門佐と書べきとなり。されば尉の字とは判官には左衛門尉、右衛門尉と書べきとなり。志はさくわん衛府とは衛府の主典には左衛門志、右衛門志と書べし。これ衛府の官人に対するかくもじなりと知るべしと也。

諸國配当之歌一首

諸国配当とは日本国六十余州にある
外官の事を云。國に四部あるなり。

かみは守に。すけは介なり。
ぜうは豫。目はさくはん
の。諸国配当。

かみは守とはたとへば大和守、**大和権守**など云がごとし。
は守の字をかくなり。

すけは介なりとはたとへば大和介、大和権介など書がごとし。次官^{すけ}

には介の字也。

せんば様（せんばさま）などへは大和大掾（やまとだいぎゆん）と書かることし
二（に）て、（うそく）じ（じ）。

もく
には豫の字なり。
やまとのだいさくはん
のせうさくはん

目はさくわんとは大和大目、大和少目など書がごとし。

諸国配当とはいづれも此守、介、掾目の字は受領の国づかさに書字なりと心得べしと也。

（34）

はいたう
配當の。かみは正の字。ぜうは佑。さくはんは。令史。
はいたう
配當のかみは正の字とは諸司二分の配當には、たとへば隼人正、
主水正などゝ正の字を書べしとなり。
はいたう
せうは佑とは隼人佑。主水佑などいふ時は、佑の字をかけと也。
はいたう
さくわんは令史とは隼人令史、囚獄令史などいふに、此令史の字を
用ゆべしと也。

亮の字は。諸職のすけに。書なれば。諸国のはすけは。
亮の字ぞかし。
亮の字は諸職のすけに書とは大膳亮、左京亮などには、此亮す
けの字を書べしと也。
諸國のすけは介の字とは大和介、山城介などにはみなこの介のす
けたるべし。

雜部之歌 十二首

即闕の。官は太政。大臣ぞ。唐によぶ名は。相國といふ。

即闕の官は太政大臣と令にも、太政大臣は師範二人儀形

二、四海無其人一、即闕云々。故云二即闕之官一、有德之撰故、非其人者常不レ任之、とあり。されば道明なる有徳の人あらざれば太政大臣にはなり給はぬとなり。和訓おほきおほいまうちぎみといふ。太政官は大炊の御門、壬生、宮城の内、郁芳門の大路の北、美福門の西にあり。大臣已下、朝政を行所なり。太政官は是社稷の鎮守、國家の管轄なり。主命を奉て号令を施し姦偽を退て賢良を進め、百官の進めるゆへん、即万民の瞻仰するゆへん也。故に二儀の後に次、八省の前に居るといへり。

相國とは太政大臣の唐名をば相國といふとなり。

一のかみ。左大臣にて。唐名左府。右大臣こそ。右府

(37)

一のかみ左大臣とは左大臣を一の上といふと也。左大臣は太政官の長官、三公の内にして、太政大臣の次なり。和訓ひだりのおほるまうちきみといふ。左大臣の官は則太政官中の天下の政事を統領とすべおさむる也。いの上といふに両説あり。世の説には、諸官の座第一の義にて、一の上といふともいへり。是は太政大臣

大将を。左右にしても。唐名をば。大樹幕府の。一一とぞ聞。

(39)

大将とは左近衛大將、右近衛大將をいふ。或云、和訓ひだり

右大臣これも太政大臣の長官にして、左大臣の次なり。和訓み

ぎのおほゐまうちぎみといふ。此官は左大臣たる人さしあひあるか、又は左大臣関白などかけらるゝ事あれば、そのかはりめに右大臣うけとりて、また一の上事を(ママ)行ふととなり。これを与奪といふにや。さればつかさどる事、左大臣に同じき官なり。

右府とは右大臣の唐名右府といふと也。

令外とは。内大臣の。官をいふ。唐によぶ名は。内府也

(38)

令外とはかずのほかのつかさとよむ。令とは物の本の名なり。その令條に定らるゝ外の官をば令外の官といふ。内大臣は令外の官なり。まだこの外にも中納言等ありて、令外の官といふなり。内大臣は和訓或はうちのおほゐまうちぎみといふとぞ。内府とは内大臣の唐名を内府といふと也。

の公事を行例まれなる故なるべし。又云、これは左大臣は上日の第一といふ事より、一の上といふなり。上日とは昼の御番をつとむるをいふ。よつて上の字は仕の心ありともいへり。詳にしる唐名左府とは左大臣の唐名を左府といふと也。

さんも珍事ならねば略しぬ。

ほあいくさのきみとよむとぞ。武官第一の長官にして、文官の大臣
（おほかただい）と大方同等の重職なり。此職に居る人はもろくの宿衛の禁軍を
すべおさむる役なり。宿衛は内廄（ないふ）をよびやうもん（しゆくゑ）
大樹（たいじゆ）幕府（ばくふ）の二つとは左大將（だいしゃう）にても右大將（うだいしゃう）にても唐名（からな）
といひ、幕府ともいひ、亦は幕下ともいふとなり。

大納言。唐名は亞相。中納言。黃門なれば。參議相公。

きみと。武官にして天子近習の官也。

羽林次將に少公の。一唐名とも。かねて知し
るべし。
羽林次將に少公とは少將の唐名をば羽林次將ともいひ、又は少公
ともいふとなり。或云、和訓すなひいくさのきみといふ也と。つか
さどり大かた中将に同じ。

侍従をば。拾遺補闕と。いふなれば。将監はたゞ。
じじう しゅうあ ほけつ
いふなれば。
じやうげん
(43)

参議相公とは相公を以て参議職の唐名とする也。また宰相ともいふ。和訓おほいまつりごとびとといふ。これは正官にはあらず、太政官中の天下の事を参り議るといふ心也。才徳有人ならではむかしはならぬ事なりしどなり。

少納言。唐名は給事。
中といふ。
外記も外史と。
よぶ
べかりけり。

羽林中郎将二つとは中將の唐名を羽林ともいひ、中郎將ともいふ。
中將の官は大將のさし次の官なり。或云、和訓なかのいくさの中將の官は大將のさし次の官なり。或云、和訓なかのいくさの

少納言は給事中を以て唐名とす。和訓すないもの申のつかさといふ。此官は大中納言の下にゐて少事を治る職也。いま天子の

玉印をつかさどり、をしつかはす役也。いにしへは駅路の鈴をもつかさどりしとなり。尤侍従をかけて近習の役なり。されば遺たるを拾ひ、闕たるを補ふ任なりとかや。外記は太政官の内、外記局にあり。外史を以て唐名とする也。和訓とのしるすつかさといふ。凡此官は太政官の天下の文書をつかさどり、宣旨などを書役なり。

弁はたゞ。左右大中。少ともに。もろこしの名は。尚書

なりけり。

弁はたゞ左右大中少とは左大弁、右大弁、左中弁、右中弁、左少弁、右少弁、權弁とて、七弁ある事をいふなり。和訓おほゐかうぶりのつかさといふ。少納言と同じく、太政官中の天下の公事を執行

ところの役也。尚書とは七弁官ともに唐名をみな尚書といふなり。

内記をば。柱下監物。城門や。彈正霜台。または憲台。

(46)

内記は柱下を以て唐名とする也。和訓うちのしるすつかさといふ。中務省の被官にして、別に内記局ありて、常に爰に居れり。凡此官は詔勅、宣命、上下諸人の位記等を草書する文筆の役なり。

監物城門とは監物の唐名を城門郎といふを略したるもの也。和訓おろしものゝつかさといふ。又よとみとも訓ず。此官は錠鑰をつかさどる役なり。又下にも役人等あり。彈正は彈正台の略なり。唐名を一は霜台といひ、一は憲台とい

ふとぞ。台といふは、うてなにして、即ち官舎の事也。尤長官次官判官主典の四分有。下に見えたり。和訓たゞすつかさといふ。此官は凡天下の風俗を肅清し、内外の非違を糾議奏ことをつかさどる也。

勘解由をば。唐名勾勘。檢非違使は。使庁藏人。侍中とも知。

勘解由は勘解由使なり。勾勘を以て唐名とす。これはあながち唐名にあらず。義を取ていふ異名となり。和訓とくるよしかんがふるつかさといふ。此官は凡日本国中の年貢の未進を勘定する役なり。

四分あり。

檢非違使は使庁とは檢非違使庁を略して使庁といふ、これを異名とす。これもまた唐名にあらず。凡此官は国家の枢機として、法度の出所なり。別當已下の官職ありて、その下づかさもまたおほくある也。

藏人は藏人所の略也。侍中を以て唐名とす。別當頭已下の職あり。をよそ藏人は天子御近習の役にして、禁中の諸事をつかさどる任なり。

已上四拾六首終

(いまにし ゆういちろう・九州大学教授)